

とちぎ社労士 No.81

労働保険未加入事業主への罰則強化を告知しているポスターで、「厳しくなります！」と私たちをにらんでいる女性タレントは、某消費者金融会社のCMに出演中です。これは、「消費者金融でお金を借りてでも、労災保険へ加入しなさい」という恫喝なのか、それとも「労災保険に未加入で労災事故を起こすと、消費者金融でお金を借りることになりますよ」という警告なのか。どちらですか？ カワサキさん。

★事務指定講習に

参加したことを懺悔します！

★アスベスト問題に取り組もう

★アスベスト問題と特定社労士

★研修会参加報告特集

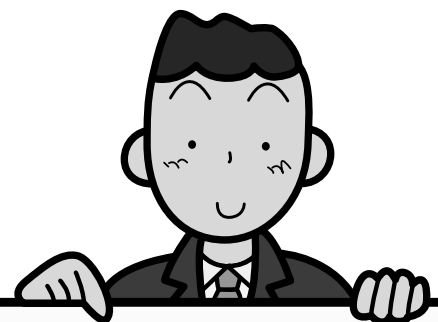
★活動報告 無料なんでも相談会

★お知らせ

★新入会員紹介

★事務局だより

★編集後記



発行

栃木県社会保険労務士会

宇都宮市鶴田町3492-46

TEL 028(647)2028

発行人 大塚敏治

事務指定講習に参加したことを懺悔します!

平成10年7月28日（火）。私はこの日を一生忘れないと思います。と言いながら、この原稿を書くために、日付に間違いがないか確認したわけですが…。この日は、社会保険労務士（以下、社労士）試験を受けた日です。かなり苦戦しました。とても暑い日でした。

平成10年11月2日（月）。私はこの日を一生忘れないと思います。と言いながら、この原稿を書くために、日付に間違いがないか確認したわけですが…。この日は、社労士試験の結果発表の日です。苦労が報われた、心も暖かな日でした。

平成11年6月22日（火）。私はこの日を一生忘れないと思います。と言いながら、この原稿を書くために、日付に間違いがないか確認したわけですが…。この日は、社労士会で社労士登録の手続きをした日です。足利に帰ってきてから、県立図書館駐車場のポールで自動車をキズつけてしまいました。前途多難が暗示された日でした。

そして、平成11年7月1日付けで社労士として登録され栃木会に入会し現在に至っている私には、今まで隠してきた秘密があります。それは平成10年11月から平成11年6月までの間に存在する、忌まわしい経験です。もうすでにお気づきかと思いますが、恥ずかしながら私は、社労士に登録するために全国社会保険労務士会連合会（以下、連合会）が実施した「労働社会保険諸法令関係事務指定講習（以下、事務指定講習）」を受講した結果社労士として登録しました。後悔はしていますが、社労士になるためには他の方法がなく仕方なかったのも事実です。許して下さい。罪滅ぼしとして、これから私が体験した「事務指定講習」について赤裸々な事実を告白し懺悔致します。

この原稿を書くために、当時の資料を事務所内で検索した結果、私が受講した「事務指定講習」は第18回で、平成11年1月から4月までの4カ月間にわたる「通信指導」と6月7日から10日の4日間にわたる「面接指導」から成り立っていることが判明しました。「指導」という部分に連合会の持つ体質が如実に顕れています。今でしたら連合会に「指導」される理由はないと反発するところですが、当時の私は素直に指導されたわけです。

まずは、「通信指導」について触れたいと思います。Ⅰ～Ⅲに分かれている研究課題が与えられ、それぞれ10の事例が設定されています。例えば…

事例18

佐山清一さんは、6月7日、午後5時20分頃、当事業場内で鋼材をトラックに積み込む作業中、トラックより転落して頭部を強打し、労災指定病院に入院しましたが、7月25日に死亡しました。休業期間中、賃金は支給されませんでした。

遺族には妻（清子）と長女（利子、12歳）がいます。なお、清子さんは、年金の前払いを希望しています。

という、課題を読んで、必要な書類を作成するわけです。この事例が計30出題されて期限内に連合会へ郵送し、添削された結果が戻ってきます。どうですか？2年間の実務経験の代わりになりますか？正直当時無知だった私は「こんなものか」と思っていました。登録入会してから栃木県会で様々な研修会に参加させていただいて、自分の無知ぶりが恥かしくなりました。事例で示されている情報だけで正確な書式（例

えば「死傷病報告」)が作成できるはずがありません。また、今回研究課題を見直して気づいたことがあります。事例の中ではその事実が発生した日は「〇年7月21日」ですし、35歳の秋田太一さんの生年月日は「〇年2月20日」です。毎年使いまわししている可能性大です。最近“指導”された会員の方がいらっしゃいましたら、見比べて結果を教えてください。高いお金を支払わせて役に立たないばかりか、使いまわしです(連合会の担当者の方ぜひ反論して下さい)。

次に、「面接指導」について触れたいと思います。会場はセブンシティ(東京年金基金センター・東京都新宿区)でした。他に中野サンプラザと薬業年金会館(大阪)とがありました。私は前日の6月6日から9日まで4日間セブンシティへ泊り込みました。内容を簡単に言うと講義を聴くだけです。しかし、4日間午前9時半から午後4時半までタメにならない話を聴かなければならないことは、実にツライ経験でした。どの位ツライかは、当時の私のメモが発掘されたので引用します。



『最初、面接指導という字面を見たときは個別面接を想像して、面と向かって「あなたは社労士には適さないようですね!」と断言されてしまったら…と心配していたが、ただの講義でした。労働基準法から年金裁定手続きまでの9科目を、お役人様から教えていただくというものです。ところが、ただの講義だと思っていた私は甘かったのです。“面接指導とは耐えることなり”“面接指導とは拷問に似たり”』

『「今日集まっている方々は、開業されるのですか?」と開口一番に言い放ったお役人がいた。この講義に対するお役人様の姿勢が、この一言に集約されています』

『受講生は約400名。3人掛けのテーブルに3人。超満員状態。どうせ実務に役立たない話ならば、せめて笑わせて欲しい。資格学校の講師のようにユーモアに富んだ講義をしていただけたら良かったのと思います。お役人様の話には愛想のかけらもありません』

『おじさん多い、おばさん少ない、若い女性多い』

『受講生にも問題あり。休憩時間が終了しても着席しないで注意されたり、講義中に雑誌などを読んでいて注意されたり。私はひたすらメモ取り』

『2年間の実務経験に代わる経験を4日間でするのですから、とても大変なことだとは思いますが、どんなにつらくても、どんなにつまらなくても、途中で帰るわけにはいかないのですから、連合会様も意地がお悪うございます』

『穴を掘らせる。そしてある程度の大きさになったら、その穴を埋めさせる。そしてそれを無限に繰り返させる。この無意味なことを繰り返させることが、人間にとって最も厳しい拷問方法だと、聞いたことがあります。それに近いものがあると言ったら言い過ぎでしょうか?(言い過ぎです)』

断片的なメモなので断片的に引用しました。当時はこのメモを生かすことができる日が来るとは思いませんでした。主催した連合会とつまらない役人（講師）への恨みをこめてメモしていましたが、メモしておいて良かったです。「面接指導」の雰囲気を感じていただけましたか。上記の他に記憶に残っているのは、労基署関係の講師が言った「実務能力のある社労士と顧客をたくさん抱えている社労士とは、必ずしも一致しない」とハローワーク関係の講師が言った「厚生年金は財政が大変だが、雇用保険は厚生年金とは違って安泰だ（言葉としては不正解かもしれませんが、意味としては正解）」です。後者に関しては数年後に大変なことになるわけですね。あのときの講師は何を思ったか知りたいです。

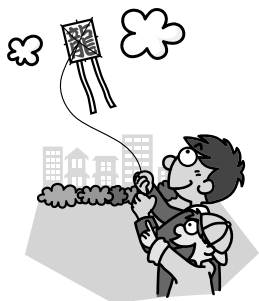
受講料に関しては、資料が出てきませんでしたが約7万円だったと記憶しています。受講生には「社会保険労務六法」と「社会保険労務ハンドブック」と「社会保険労務士手帳」とが無償配布されました。総額で、約1万円。できればその分受講料が安ければと当時思いましたし、今でも思います。これは世に言う「抱き合わせ商法」です。（連合会の担当者の方ぜひ反論して下さい）。

受講した私に言う資格はないかもしれませんが、私が受講したときと同じ内容であれば「事務指定講習」に2年間の実務経験に代わるだけの要件が備わっているとは思えません。誤って受講してしまった私も深く深く反省しているので、実施してしまった連合会も私よりも更に深く深く反省して下さい。そして、私のような実務能力に乏しい、バカな社労士を粗製濫造しないことを心に強く誓って下さい。資料の使いまわしや「抱き合わせ商法」などについては賢明な連合会のことですので、現在は行われていないと信じています。

最後に、こんな貧弱な「事務指定講習」で社労士登録を可能にしていながら、一方でADR代理ができる特定社労士を養成する研修を行うなど笑止千万です。社労士としての基本中の基本である1号業務と2号業務の実務能力高めること、キチンと「事務代理」することが先であることを断言して、私の懺悔を終わらせていただきます。

（担当：杵 渕 徹）

☆「事務指定講習」を受講された方のご意見・ご感想を募集します。



アスベスト問題に取り組もう

～安全管理研修会報告～

今回のテーマはアスベスト問題にしほり、労働衛生コンサルタント岡本佳久氏より「アスベスト問題の基礎知識」について、県北支部の沼尾和夫会員より「アスベスト問題と労災補償」についてそれぞれ講義していただきました。

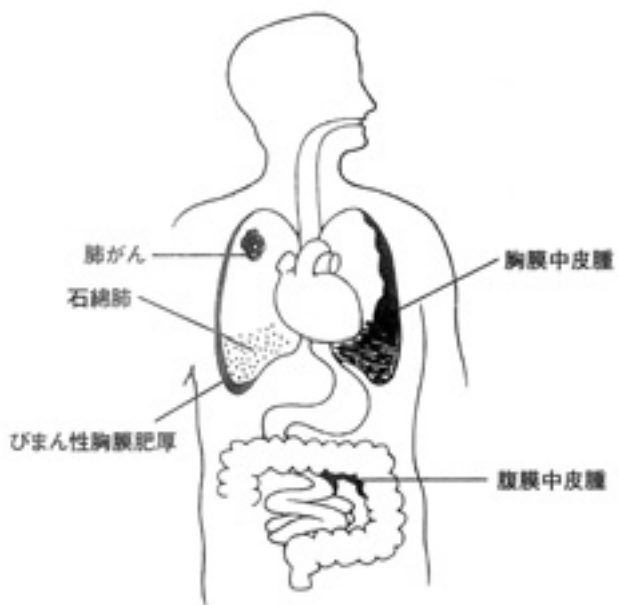
ご承知のとおり、平成17年6月の大手機械メーカー「クボタ」のアスベストによる健康被害の公表以来全国で点検確認作業が行われているところですが、栃木県においても、県有施設で25施設について吹き付けアスベストやアスベスト含有建材の使用が確認されたとのことです。栃木市大宮町の県営住宅では、基準以上の数値が測定され一時転居との話もありましたが、その後の再調査で今度は基準以下の数値になってみたりとかなり混乱しているようです。

アスベストとは、天然に産する繊維状の鉱物で石綿（いしわた・せきめん）とも呼ばれています。石綿は繊維が極めて細い（1本が1mmの10万分の1～1万分の1の大きさ）、熱に強い、摩擦に強い、切れにくい、酸アルカリに強いなどの性質があり、その用途はさまざまな分野にわたっています。大別すると建材製品（約9割）と、自動車のブレーキライニングや石油ストーブのしんなどの石綿工業製品になります。

アスベストは程度の差はあれもともと大気中にあるもので、極端なことをいえば、自動車を運転していてブレーキをかけるたびごとに飛散している可能性もあるそうです。このように大気中に飛散するものですから、労働災害問題であると同時に周辺住民をも巻き込んだ公害問題となる可能性もあるわけです。空気中に飛散したアスベストを、気がつかないうちに吸い込んでしまうことがあります。吸い込んだアスベストの一部は異物として痰の中に混ざり、体外へ排出されます。

しかし肺の中に入ると、変化しにくい性質のため肺の組織内で長く滞留することになります。この体内に滞留した石綿が要因となって、がんの一種の「中皮腫」

や「肺がん」などさまざまな疾病を引き起こすことがあるわけです。しかも発症するまでの潜伏期間が長く（10年～30年）、通常の健康診断では発見しにくいというやっかいなものなのです。



石綿によって起こる主な疾病と部位

次に労災補償の現状としては、石綿による肺がんは1960年頃、中皮腫は1978年にそれぞれはじめて労災が認定されたそうです。その後の労災認定件数は別表のとおりですが、今後増加が考えられる背景としては、①1960年代末期から1990年代中ごろまでの間、年間20万トン以上の石綿が輸入されており、石綿ばく露作業従事者等が長い潜伏期間を経て発症する時期にきていること。

②これまで石綿に係ることが何回か社会問題化しており、労使、医師等の間で石綿が肺がん・中皮腫の原

因になることが知れわたるようになり、労災請求が増加したこと。
などがあげられるそうです。



石綿による肺がん及び中皮腫に係る労災認定状況

年 度	肺がん	中皮腫
1960～75	8	0
1976～80	11	1
1981～85	23	8
1986～90	39	17
1991	10	8
92	9	14
93	11	10
94	9	12
95	10	13
96	15	12
97	12	10
98	23	19
99	17	25
2000	18	34
01	21	33
02	22	55
03	38	83

これまでの現状としては、1995年～2003年間に中皮腫に係る死亡者数は、7373人でしたが、1960年～2003年間ににおける中皮腫に係る労災認定件数は354件と極端に少なくなっています。栃木県に限ると1995年～2004年間の中皮腫による死亡者数77人のうち、労災認定件数はたった2件です。

このアスベスト問題は、大きな社会問題としてその要請に答えて、社会保険労務士として労災認定申請の分野において真剣に取り組むべき問題ではないでしょうか。

参考文献等：岡本佳久氏「アスベスト問題の基礎知識」(安全管理研修会講義)

沼尾和夫氏「アスベスト問題と労災補償」(安全管理研修会講義)

「有害なアスベスト(石綿)と労災認定基準など」

とちぎ社労士No79

「じん肺患者の労災認定から遺族補償までを体験して」

とちぎ社労士No80

「石綿(アスベスト)の基礎知識」(中央労働災害防止協会刊)

「安全センター情報」2005年11月号

朝日新聞・朝日NIEスクールより(2005年11月9日号)

(担当：松 浦 良 雄)

アスベスト問題と特定社労士

新年明けましておめでとうございます。皆様のご健康とご繁栄をご祈念申し上げます。
本年もご指導ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

昨年の11月18日に平成17年度安全管理研修会が開催され、参加させて頂きました。
研修内容は「アスベスト問題と労災補償」というものでした。安全衛生コンサルタントの岡本佳久先生、県北支部の沼尾和夫先生よりご教示戴きました。

岡本先生から「アスベスト問題の基礎知識」として、石綿の種類・石綿含有製品・健康障害・職場環境の基準と公害の基準等を講義戴きました。

沼尾先生から「アスベスト問題と労災補償」として、石綿問題の現況と今後を踏まえ、先生が手がけられた「じん肺の労災請求」の実例を交え、法律的な解釈・労災請求の流れ・認定のために必要な資料の収集および問題点（時の壁）を講義戴きました。現段階では、石綿の労災請求（認定）に関し、事例等の情報も少ない中、実務に即した貴重な情報に触れることができ、大変勉強になりました。

そして、沼尾先生の講義の結びとして『先日、市役所に勤める旧友に名刺をだしたところ、社労士とは何ぞやの言葉が返ってきた。社労士が国家資格になり30数年を経過する今でも、社労士の認知度は旧友の言葉とおりである。そのような中、アスベスト問題は世論からも注目を集めており、この問題を社労士が積極的に取り組むことで、社会的信用・認知を得られる絶好の機会ではないだろうか。』と述べられており、深く共感いたしました。

そこで、「アスベスト問題と特定社労士」を考察させて頂きます。

全国社会保険労務士会連合会では、「ADRこそ社労士の業務拡大、信頼の拡大」とし、全国の社労士を扇動していますが、本当に拡大となるのでしょうか？私が勉強させて頂いている、前県会会長の小野先生の「小野塾」では、「士業であり仕事の選び方も責任も社労士自身のある」ということを前提に特定社労士のことを「特低社労士」と定義しています。小野塾では社労士としての「ものの見方・考え方」から「法律の読み方」「実案件を基にした業務の進め方」他を御教示いただいております。その中で、常に言われていることは「労使紛争が起きるのは社労士の責任であり、労使紛争が起きないようにするのが労務管理であり、社労士の役割」ということです。法律には付帯事項として能力担保が謳われ、扱える案件は60万円が限度、弁護士からは綱紀委員会による懲戒事例が増えるだろう・・・とされているのが社労士の現実の姿です。今後、ADRが始まったとして、だれが報酬を支払って社労士に解決を求めるのでしょうか？仮に仕事の依頼があったとしても、相手側に弁護士がついたらどのように対応するのでしょうか？ADRのどこが、業務拡大・信用の拡大に繋がるのでしょうか？信用失墜はあっても、拡大はないように考えられます。

一方、アスベスト問題は、社労士が取り組まず、誰が労災の請求をするのでしょうか。
元来仕事とは、「自分に出きることを社会に奉仕・還元する」とされております。石綿の労災請求は、難しくもあり、時間のかかる仕事ですが、本来の社労士の土俵で出来る仕事です。肺がんや中皮種を患い、苦しんでいる被災者や遺族の方々を救済できるとても遣り甲斐のある仕事だと思います。

そして、被災者や遺族を救済してこそ社労士の地位向上、信用の向上、業務拡大に繋がるのと思料いたします。末筆にはなりますが、小野塾頭の小野先生には、甚大なるご指導いただいておりますことをこの紙面をお借りして御礼申し上げます。

(県西支部：小 林 紀 夫)

研修会参加報告特集

8月10日に始まりました全5回シリーズの実務研修会も、12月7日に無事終了しました。今までになかった試みとして全5回出席を前提として会員の皆様に参加をお願いしました。結果は、参加者も毎回40名を超し、内容的にも充実していましたので成功だったと言えます。企画と運営をされた事業委員会の方々のご苦労は大変だったと思いますので、この場を借りてお礼申し上げます。

また、実務研修以外でも安全管理研修会や自主研修会（相談員育成）、各支部研修会なども開催されましたので、今回は各研修会に参加された会員の方の感想を特集いたします。感想を寄せていただきました方々、ご協力ありがとうございました。

A. 第3回実務研修会（平成17年10月12日）

- (1) 労災保険の基本知識、平均賃金、業務上・通勤とは
講師：大江 宜武 会員（県北支部）
- (2) 様式（請求書等）5号～8号の実務と死傷病報告
講師：田村 敬子 会員（県央支部）
- (3) 障害・遺族への給付と第三者行為災害
講師：斎藤 学 会員（県北支部）

B. 県西支部研修会（平成17年10月14日）

- (1) 高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付について
講師：足利公共職業安定所業務係長 三田 信幸 氏
- (2) 在職老齢年金について
講師：岩井 正夫 会員（県南支部）
- (3) 高額療養費・給付関係について
講師：栃木社会保険事務所業務二課長 大島 記子 氏

C. 自主研修会（平成17年10月18日）

- (1) 労務相談事例解説・解雇に関する事例
講師：田村 敬子 会員（県央支部）
- (2) 業務災害による補償に関する事例
講師：須藤 忠良 会員（県南支部）
- (3) 年金相談・退職前後の相談
講師：田中 徳 会員（県央支部）

A. 第3回実務研修会に参加して

平成17年 8 月10日を皮切りに始まった実務研修会も今回で3回目です。今日も少し余裕をもってと思い、朝 9 時にはわが愛車に乗って自宅を出発しました。栃木県の最南端に自宅（事務所も同じ場所ですが）がある私には、午前10時30分から始まる研修にはこのくらいの時刻には出掛けないと間に合わないのです。交通事情が悪くなかったせいかな今日も余裕をもって到着することができました。

今回の研修内容は労災に関するものが中心です。今日に限らず前 2 回の研修も含めて、私には実りの多い有意義なものばかりです。実務研修会には昨年も参加しましたが、内容の理解度は今年の方が深まった気がします。それは、昨年は開業して日も浅かったこともあり、お客様から依頼される仕事の件数も少なく実感が薄かったのかと思っています。特に今回の研修で言えば、労災給付の申請などほとんど無く、講師の先生方のお話を聞いていてわかったつもりでも、実際にやって見なければ身に付かないものなのだとわかりました。ところが、今年は顧問先も少し増えたためばかりではないでしょうが、春先から労災の仕事を何件か手掛けることになりました。事故が増えるのは良いことではないのですが、経験をすると言う意味ではよかったのかなと思ったりもしています。最もこの中には、事業主の話を鵜呑みにして、私にとって初めての病院にもかかわらず確認もせずに、7号と5号の用紙を間違えて持っていった失敗もありました。

先日も、この研修会の前にあるお客様の依頼で療養補償給付の請求をしました。現場も見、被災者本人の怪我の状態も聞き、給付の請求書を作成し、病院に提出したので、これで1件落着くと思っていました。ところが、半月ほど過ぎたある日、労働基準監督署から「〇〇さんの療養補償給付について」と言う電話が入ってきました。話を聞いてみると「申請人が未成年者なので、親権者の同意書を至急提出して下さい」ということでした。お恥ずかしい話ですが、被災者である申請人が未成年者の場合、親権者の同意書を合わせて提出するなんて全く知りませんでした。もし、今回の研修の後であれば、このようなこともなく余裕の対応ができたのではないかと思います。このようにこの実務研修会での資料には、きめ細かい配慮がされているなとつくづく思いました。

また、今回の研修で特に印象に残ったのは、第三者行為災害届における念書の問題です。人身傷害補償保険のことで、社会保険労務士が場合によっては損害賠償の請求をされることになりかねないとの講師の先生のお話です。今後私も第三者がからんだ労災を扱うことになるのでしょうか。その時ここでのアドバイスが生きて、自分にかかってくるリスクを除けるのではないのでしょうか。実は昨年あるセミナーで第三者行為災害の話聞いたとき、念書が変更になった件を講師に質問しましたが、このような話は返ってきませんでした。

最後になりますが、講師を勤められる先生方には、教材の準備等でたいへんでしょうが今後も宜しくお願い致します。私もできる限り研修には参加していくつもりです。

（県南支部：岩 田 伸 夫）

八月から開催しているこの実務研修会は、私のような新規入会の者にとって、とても勉強になる研修会であると感じています。諸先輩方の実際の事例、そのときの諸手続き及び注意事項やエピソードなど、生の声を聞くことができる機会なのですから。試験勉強にはない、教科書や参考書では分からない、「現場」の実務を知ることができる、これ程貴重で絶好の機会はないのではないのでしょうか。またこの機会を通して、

私自身の経験不足や知識不足を、補える知識を身に付けていきたいと考えております。

この実務研修会という場は、たんなる勉強会ということだけではなく、受講側にとっては、講師である方との「実務の共有」「意識の共有」という場であると考えています。自分で経験したことや書籍で読んだ事しか、知識や記憶にはないものです。それを実務研修会として、諸先輩方の知識や経験を共有（その一部であっても）できるのですから、とてもすばらしい場であると思っております。

そして今回、私は第3回の労災についての実務研修会についての原稿を、書かせて頂くこととなりました。

労災というと、業務上災害、通勤災害又保険給付についての知識的なことは頭に入っているつもりでしたが、しかしそれは、受験勉強的な知識で基礎的なものであり、フレキシブルさが無いものであると感じました。試験勉強の段階では、労災が発生した事業場が想像できず、単純に、「休業した場合」「障害を負った場合」「死亡した場合」、には労災の保険給付にはこれとこれがあり、これだけの額が支給される。と字面を追っていただけのように感じます。この研修を通して、先輩方の講義を聞くに及び、“現場”というものが見えてきました。労災事故が起これば、被災した労働者がおり、その家族がいる。そして、その事業を行っている社長もいる。つまり、現場＝“人”の存在が見えてきました。

また、業務上となるかならないか、通勤となるかならないか、は判例などがすべてであると考えていましたが、その労災事故の発生状況によりケースバイケースで異なる、つまり状況、業務、場所などすべての事案を勘案して、判断されることとなるという。結果、判例などではカバーしきれない。判例などはあくまでも目安的なものであり、それを鵜呑みしてはならないことである。現段階において私はまだ、その目安も分からないので、数多くの判例や書籍を読み込んでいきたいところです。

そして、労災が実際に発生した場合の心構えも大変勉強になりました。

- | | |
|-----------|-----------|
| ・ 落ち着かせる | ・ 搬送先への移動 |
| ・ 搬送病院の確認 | ・ 病院との対応 |
| ・ ケガの程度 | ・ 事故現場の確認 |

顧問先に労災のないことが望ましいのですが、万が一労災事故が発生した場合には、今研修会を思い出し、社労士としての心構えや諸手続きを遂行していけるよう平常心を保って業務にあたりたいと思います。

労災の申請や記入も気をつけなくてはならないことばかりであることが分かりました。障害の認定時には我々社労士が立ち会うべきであること、事故発生時安衛法に沿って事業は行われていたか、など注意すべき点は多々存在します。そして保険給付を行う際、念書（様式第1号）により「労災の保険給付が支給決定された場合、その旨を人身障害補償保険会社に通知する」との記載が新しく追加されているという事実を知らずに、その念書に同意をしてしまうことにより、被災労働者が受け取れる人身障害補償保険の保険金額が減額されてしまうことになる。このことは、被災労働者にとっては受け取れるであろう保険金の額（労災＋民間）の総額が減ってしまうことになるという重要な問題であり、社労士にとっても被災労働者が受け取れる額を減額させてしまったことによる損害賠償請求の可能性が出てくるという大変重要な問題に発展する。

我々社労士は、重要なポジションにいることを痛感しました。労災が発生しても、何もしてあげられない社労士。労災が発生した場合、事業主・労働者のためになる社労士。この違いは雲泥の差であり、その存在意義さえも問われかねません。

存在意義のある社労士になるためにも、日々向上心を持ち、能力を高めるため勉強を続けていかななくてはならないという思いを持ちました。講師をして頂く諸先生方には大変ご苦労かと存じますが、今後もこ

のような研修を開催していただきたく思っております。

(県北支部：八木澤 和 良)

今回の研修は、一日を通して労災保険について講義を受けました。私は、年度更新や新規適用などは、経験しましたが、労災給付に関してはほとんど経験がないため、この第3回目の研修は、受講しながらもずっと緊張状態が続いていましたが、大変勉強になりました。恥ずかしい話ですが、私は、これまで死傷病報告の重要性というものを理解していませんでした。“略図”を描くときの注意点、トラックの荷物の積み込み量、転落事故の場合の高さや、命綱、ヘルメットなどの防具等、私の描く絵によって、思わぬところで安全衛生法違反の指摘を受ける可能性もあると知りました。また、先生の実際に担当した労災事故の体験談をお聞きし、そのようなケースに自分が直面したら・・・と不安を覚えつつも、豊富な経験に聞き入り、事故現場に直接行くことの重要性を深く認識しました。

そして今回の研修で私が一番衝撃を受けたのは、“第三者行為災害届及び念書の記入”についてでした。平成16年3月以降の書式では、労災保険の給付状況等を民間保険会社に通知することについての同意を求められているが、これは行政庁が民事に不当に介入することであり、応じる必要はないということ。この一文に同意してしまった場合、被災者への民間保険からの給付が労災保険給付分少なくなってしまうこと。その場合、損害賠償を請求されるという話にも発展する恐れのあることを知りました。このようなことは市販の労災給付書式例には載っていない情報で、しかし、社会保険労務士として、絶対に知ってはおかなければならない情報です。

私は、試験合格後、事務指定講習を受け、開業をしました。実務経験のない私にとって、研修会で得られる知識は、非常に貴重で有意義なものです。今後も出来るだけ多くの研修会に参加し、知識を深めたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

(県央支部：枝 川 直 子)

B. 県西支部研修会に参加して

平成16年12月に勤務登録させていただきました、(株)アサヌマビジネスサポートの城内美香と申します。去る平成17年10月14日に足利市民会館で行われた、県西支部研修会に参加させていただきました。

(1)、(3)については、事務でこなしていくうちになんとなく理解していたつもりでしたが、改めて、その事務のプロである役所の方々のお話を伺えて、基準の確認をすることができました。

(2)の在職老齢年金については、私もお客様などから質問されることが多く、勉強しなければと思いながらも、年金はどうしても敬遠してしまっていて、取り組めないでいた内容でしたので、大変勉強になりました。

私も早いもので、登録してから1年がたちました。日々の業務に追われていると、ついつい自己研鑽の気持ちが薄れがちになってしまう、意志の弱い私ですが、今回、この研修に参加させていただいて、改め

て自分の知識不足・勉強不足を痛感させられました。今後も時間の許す限り、研修会には積極的に参加し、自己研鑽の場とさせていただくと同時に、皆様とのコミュニケーションの場となればと思っております。これからもご指導のほど、よろしくお願いいたします。

(県西支部：城 内 美 香)

平成17年10月14日に足利市民会館で行われた、県西支部研修会に出席させていただきました。普段なかなか参加できずに、本年初の研修会参加となりました。

今回の研修会は「高齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付について」「在職老齢年金について」「高額療養費・給付関係について」ということで指導いただきました。普段このような手続きをしても、知らないことや忘れてしまっていることがたくさんありますので、大変今後の業務に役立つと思いました。資料を再読し、しっかり身につける所存です。

また、役員の皆様、講師の先生方々には、このような研修を計画していただき感謝の気持ちでいっぱいです。勤務社労士として働いておりますので、なかなか思うように研修会に参加できないのが大変心苦しいですが、今後できるだけ都合をつけて参加したいと思っていますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

(県西支部：横 塚 玲 子)

今回、県西支部の研修会に参加させていただきました。

どれもタイムリーなテーマで期待して参加しました。この中で特に(2)の岩井先生のお話は分かりやすく、かつ実践的で非常に参考になりました。先生は5～6年前から金融機関の仕事をされ、年間1000人分もの裁定請求書を書かれているそうです。(素人同然の私から見ると凄過ぎます)

お話の内容は、定年を迎える前段階の58歳からの年金加入記録・年金見込金額のお知らせ、60歳になってからの繰上げ受給(全繰・一繰)のお話、その中で当然「どれが有利なのか?」という相談者の疑問があるのでシュミレーションソフトを使用して「受け取り方法の年金累計の分岐点」を掲示することで、通常支給・全繰・一繰の比較をしてあげる。

そして在職老齢年金については、低在老と高在老の算出式を簡略式も含めて説明していただいた後、シュミレーションソフトを使用して「給与・在老・高齢雇用継続給付支給額」の提案書、これにより最適給与(雇用継続給付が受けられる範囲で手取り額の合計が最高となる給与)を具体的に提示してあげる事が出来る。

さらに「65歳で定年退職される方について」では、「基本手当てをもらうか、高齢求職者給付をもらうか」を退職者に選択してもらう案内書を頂きました。

また、先生が顧客に配布しているキュートなイラストシール付「年金瓦版」も頂きました。

どれもが実際に先生が業務で使用されている資料を使っただけの説明でしたので、経営者にも従業員にも理解が得られるすばらしい内容でした。本当に有難うございました。

(1)と(3)についてはお役所の方でしたので、当然説明資料などが特別に作成できないと思われるので窓口にあるリーフレットを使用してのお話でした、((3)については参加者からの指摘があった様に、何故平成14年のリーフレットを使用したのかが私も分かりません。)もう少し社労士向けの特別の説明があっても良かったと正直思いました。

私は開業したばかりなので、研修会を楽しみにしております。可能な限り積極的に参加させて頂いて、精進していきたいと考えております。今後とも役員の皆様、講師の先生方、ご指導の程お願い申し上げます。

(県南支部：太田代 徹)

『うわあー、とんでもない業界に飛び込んでしまったなあ！！』一瞬、自分自身の脳裏を過ぎった。県西支部主催で行われた自主勉強会のI先生による在職老齢年金の説明時の事だった。その充実した資料から想像しうるプレゼンと新米社労士である今現在の自分自身の力量の差は歴然としたものであった。

思い起こせば、私が社労士を受験した時、かなりの高得点で合格した記憶がある。故にそこそこの知識には確信めいたものがあったが、実務的な乖離や現場での苦労話等、研修を重ねるたびに自信が打ち碎かれる思いであった。

私は、この他にも8月から毎月1回行われている実務研修会にも参加している。当初、幅広く何でもこなせる社労士、いわばゼネラリストを目指し日々の研磨に励んでいたが、この研修会でのT先生による労災の実務話（失敗経験談）に触発を受け、次第にこの分野に興味を抱き、いつしかこの分野を自分の得意分野（スペシャリスト）に出来ないだろうか考えるキッカケになった経緯がある。研修で得られるものは単に実務上の知識ではなく、こうした事への影響にも関わってくることを身をもって体験した瞬間だった。

開業したてはお客も然程なく比較的時間に余裕がある。少しでも先輩社労士の先生方に近づき、肩を並べ、そしてこの業界で生き抜いていく為にも、こうした研修会への参加は欠かせない。今後も積極的に参加したいと思う今日この頃です。但し、広報委員に見つからないように、目立たず…こっそりと…。

(県南支部：吉 田 良 一)

C. 自主研修会に参加して

相談事例についての研修会は、会員暦が浅く3年ほどしかない私にとって非常に興味深いものです。

労務相談の事例は、昨今トラブルが多いと言われる解雇と労災についてでした。

労働者と請負業者（個人事業主）のどちらに該当するか、微妙なケースが増えているのは私も感じているところでしたが、事例に挙げられていたように、使う側も使われる側も自分に有利な面だけを都合よく解釈している場合が多いのではないのでしょうか。使う側に認識不足がある反面、使われる側が労基法などをよく調べており、権利意識が強くなっていることもトラブル顕在化の要因だと思います。田村先生も言っておられましたが、事例研究の機会に触れ、社労士は同じようなトラブルが顧客先で起こらないように日常の業務に活かしていかなければならないと思いました。

また、あらためて安衛法の知識の重要性を感じました。日常業務で労災事故の事例に関わる機会がほとんどないため、つい勉強を後回しにしてしまうのですが、普段からきちんと勉強しておかなければ…と反省いたしました。

3番目のテーマとして、年金相談・退職前後の相談について（定年前後に必要となる手続について）講義をいただきました。

定年後の暮らし方によって雇用保険や社会保険の手続内容が違ってきますので、ご本人の希望や価値観になるべく沿うことができるような方向で、数字を挙げたり図を使ったりして説明し、流れを示していく必要がある、ということでした。相談に来る方は、定年後の収入について何かしら不安を抱えているので、具体的な説明を心がけ、理解してもらうことで不安を取り除けるようにできたら…と思いました。

一方で、日常業務では顧問先である会社の方針に沿うべく保険の手続等を行わなければなりません。在老や雇用継続給付との組み合わせを利用して定年後の再雇用制度を実施し、報酬を下げるような場合には、トラブルを避けるために、定年のある程度前の時期から対象者本人に説明し、納得してもらう必要があると思いました。

田村先生、須藤先生、田中先生の講義を聴いて感じたことをそのまま書き綴ってまいりましたが、問題が起こった時や相談を受けた時に、実際に先生方がどう対処してこられたかを伺えるので、こうした実務の研修をこれからも定期的に開催していただければ幸いです。

顧問先や相談者に安心感を十分与えられるような社労士であるためには、まだまだ経験が不足しているなあ…と痛感いたしました。今後、早く“安心を感じてもらえる社労士”になれるよう、努力を続けていきたいと考えております。

(県央支部：五十嵐 由 紀)

平成17年10月18日の研修は「労務相談事例解説」として「解雇に関する事例」と「業務災害による補償に関する事例」及び「年金相談・退職前後の相談」についてでした。

労災事故は、私が思っていた以上に頻繁に起き、その対処の仕方にも慎重さが求められることを実感し、また、社会保険労務士として、相談業務の重要性も認識していますので、今回の研修も大変勉強になりました。

研修会に参加する度に、様々な知識や情報を得ることができると同時に、自分の経験不足、勉強不足を再確認することにもなっています。

さて、今回原稿を書くにあたり、研修会のレジメを再読しました。そして、「定年前後の諸手続」の中の最後に、「パートタイム就職」という項目があり、その部分を読み終えて、定年後に関してではないのですが「パートタイマーとして働く」ということについて、近頃、私が漠然と感じている事柄を思い出し、書いてみることにしました。

それは、私のまわりの、パートタイマーとして働いていたり、専業主婦であったりする人達は、独身時代には、真面目に働き、能力的にも高い人が少なくないということです。

彼女達は働く意欲が低いわけではなく、制度上の問題や、家庭の事情、あるいは、求人側の雇入れ希望年齢等により、正社員として働けずにいます。多少のウォーミングアップは必要かもしれませんが、そうした潜在能力の高い人達を雇用し、活かせたらと思うのです。雇う側と雇われる側が、お互い「所詮パートだから。」という様な意識ではなく、会社のために十分に働いてもらえる、働けるための環境作りというものが出来ないだろうかと。以前から言われ続けていることかもしれませんが、子育てが一段落し「そろそろ本格的に働きたいけれど・・・。」という彼女達の話聞くにつけ、ごく身近なこととして、何か妙案はないものかと思っている次第です。

自己研鑽の場であり、同業者同士の相談の場にもなっている研修会は、貴重なものだと思います。開業当初、他県の社会保険労務士から「栃木県はいいね。」と言われ、その意味が分かりませんでした。今は、日常業務その他についても、「栃木県は恵まれている。」と感謝しております。

(県南支部：町 田 久美子)

**活動
報告**

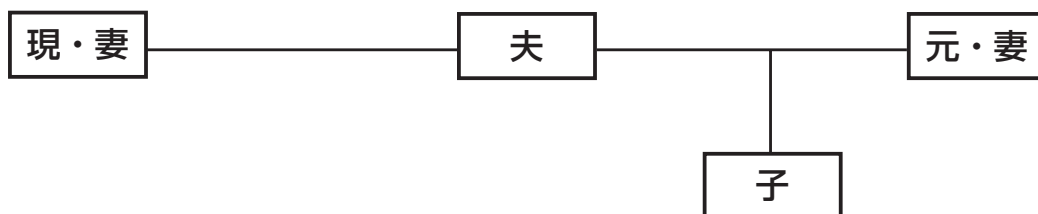
無料なんでも相談会

平成19年の4月から実施される「離婚等をした場合における厚生年金の分割」後に、年金受給が射程距離に入った団塊の世代を中心に離婚が爆発的に増加するのではないかと見通しがあります。女性週刊誌などでも、「離婚するのはもう少し待って…」などというタイトルで特集されていますので、実施されるまで素知らぬ顔で耐えている女性も多いかもしれません。

離婚によって影響を受ける年金は老齢年金だけではありません。遺族年金にも多大な影響を与えます。こちらはもっと若い世代でも直面する可能性があります。

相談内容

亡くなった被保険者とその関係者が下図のような場合、遺族基礎年金や遺族厚生年金は誰が受給することができるのでしょうか？



●厚生年金の被保険者である夫死亡●加入要件などには問題なし●現在の妻との間に子はいない●子（18歳到達年度の末日までの子）は元・妻と同居している●「現・妻」「元・妻」とも無職・無収入で夫の収入や元の夫から仕送りで生活していた（つまり、両方の家庭とも亡くなった被保険者によって生計が維持されていた）。

回答内容

現在の妻には、死亡した夫との間に子がないので、遺族基礎年金の受給権がありません。元妻と同居（生計を同じく）している子は遺族基礎年金の受給権は有しますが、「生計を同じくするその子の父もしくは母があるとき」に該当するので、遺族基礎年金は支給停止されます（国年法41条）。しかし、法66条2項によって遺族厚生年金は支給されます（ただし、子が18歳到達年度の末日到達などにより受給権が失権した場合は現在の妻に対する支給停止が、手続きによって解除されます）。また、現在の妻には、「死亡した者の子が遺族基礎年金の受給権を取得したが、その子と生計を同じくするその子の父又は母があることにより遺族基礎年金の支給が停止される」場合に該当しますので、死亡一時金が支給されます（国年法52条）。

ただし、微妙な条件の違いで結果が異なる可能性もありますので、ケースごとに慎重な判断が必要になります。また年金とは直接関係ありませんが、子には亡くなった被保険者（実父）の遺産を相続する権利（負の遺産でも）がありますので、その点にも注意が必要になります。

参考条文

【厚年法66条1項】

子に対する遺族厚生年金は、妻が遺族厚生年金の受給権を有する期間、支給停止される。

【厚年法66条2項】

妻が遺族基礎年金の受給権を有さず、子が遺族基礎年金の受給権を有するときは、妻に対する遺族厚生年金は支給停止され、子に遺族厚生年金を支給する。

(担当：杵 渕 徹)

おめでとうございます。梅田弘祠先生

平成17年度社会保険労務士制度功労者として、梅田弘祠会員（県西支部）が社会保険庁長官表彰を受け、昨年12月7日、栃木社会保険事務局において伝達式が行われました。

アスベスト対策室を開設へ

平成18年1月13日開催されました栃木県社会保険労務士会第5回理事会において、かねてより検討してきましたアスベスト問題への対応として、いよいよ「アスベスト対策室」を立ち上げることが決定されました。

当面の具体策としては、

- * PR用のリーフレットの作成
- * 関係諸団体等への配布
- * 相談室（無料）の設置、開催

などです。労災申請手続のスペシャリストとして、真剣に取り組むべき問題であり、また社会に対するPRという意味でもその効果は大きいものと思います。